

(別紙資料)

「加東市ネット見守り隊」実施要項

加 東 市
加 東 市 教 育 委 員 会
兵 庫 教 育 大 学

1 目的

携帯電話やパソコン等を利用する子どもたちが増加することに伴い、その利便性と同時に危険性への対応が重要になっている。特に、インターネット上の掲示板や学校非公式（学校裏）サイト等を利用して、特定の児童生徒を誹謗中傷する「ネットいじめ」が大きな社会問題になっている。

又、それらを過度に利用することは、子どもたちの生活スタイルを変え、特に人間関係づくりに多大な影響も与えてきている。

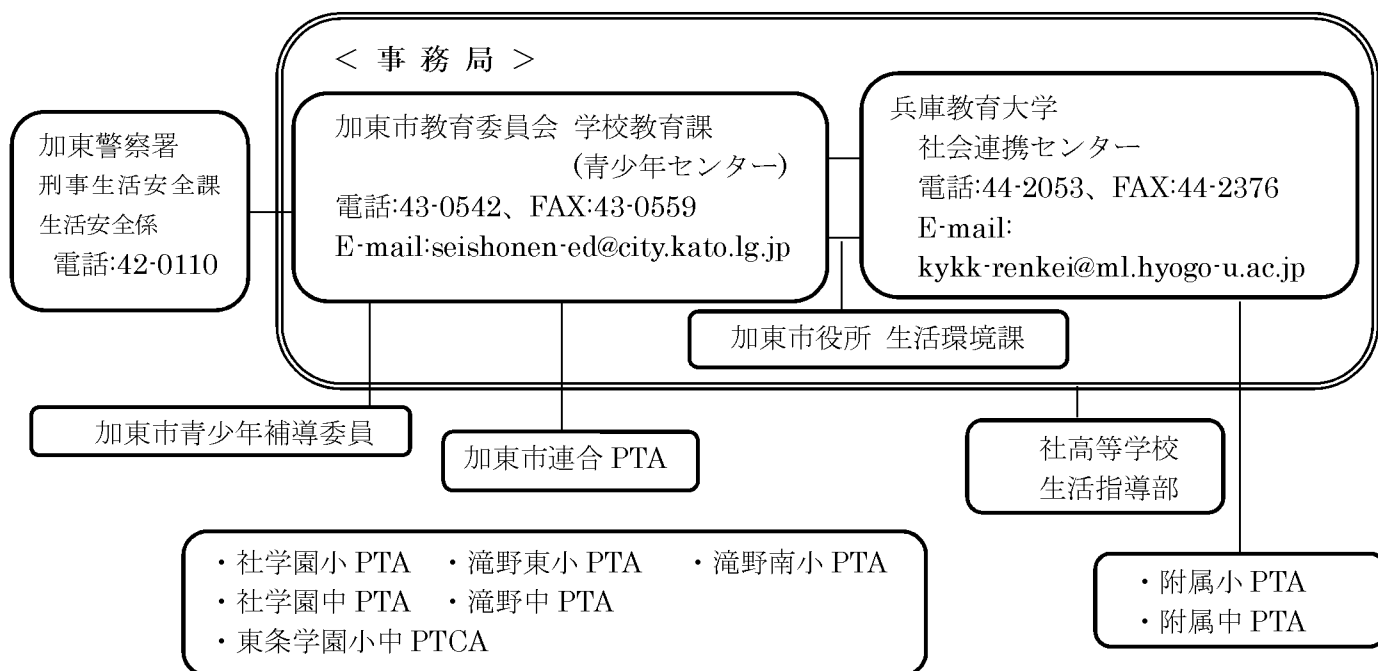
そこで、「加東市ネット見守り隊」を組織し、市内各小中学校 PTA・義務教育学校 PTCA、社高等学校、加東警察署刑事生活安全課、加東市教育委員会及び兵庫教育大学がスクラムを組み、有害情報やネットいじめ・誹謗中傷から子どもたちを守るとともに、インターネット上のトラブルや犯罪行為の早期発見・早期解決に向けた取組を行う。あわせて、学校と保護者が密接に連携しながら、子どもたちの発達の段階に応じたインターネット上のルールやマナーを守る指導を積極的に行う。

2 設置の方法

「加東市ネット見守り隊」は、市内各小中学校・義務教育学校（例、生徒指導部会等）が、保護者と連携して組織する。なお、設置後は、各学校は別紙様式 1 により、加東市教育委員会（学校教育課）へ報告する。

3 「加東市ネット見守り隊」の構成員

加東市教育委員会学校教育課及び兵庫教育大学社会連携センター中心に、加東市連合 PTA（小中学校 PTA・義務教育学校 PTCA を含む。以下「PTA 等」という。）、社高等学校、加東市青少年補導委員会及び加東警察署刑事生活安全課が相互補完的に協力し、必要に応じて情報交換、監視行動（不審者対応を含む）及び啓発活動を行う（下の連携図参照）。



4 構成員の役割

- (1) 加東市教育委員会（学校教育課）及び兵庫教育大学社会連携センターは、互いに連携して「加東市ネット見守り隊」の運営、及び兵庫県情報セキュリティサポーターや警察等の関係機関との連絡調整にあたる。
- (2) 加東市教育委員会（青少年センター）及び兵庫教育大学「学校教育相談室」は、保護者からの相談窓口としての役割を担う。
- (3) 加東市教育委員会（学校教育課）及び兵庫教育大学は、特別監視員として兵庫県情報セキュリティサポーター1名を指名する。任期にあつては2年間とする。
- (4) 加東市教育委員会（学校教育課）は、特別監視員補助者として、兵庫県情報セキュリティサポーター若干名を指名する。任期にあつては2年間とする。
- (5) 社高等学校生活指導部、PTA等及び兵庫教育大学附属小中学校PTAは、監視行動（不審者対応を含む）と啓発活動を充実させる取組を行う。

5 具体的な取組内容

(1) サイバーパトロール（監視行動）

① PTA等会員によるサイバーパトロール

- ・会員は、自主的に有害情報やネットいじめ等の監視行動を可能な限り実施する。

② 特別監視員及び特別監視員補助者（以下「特別監視員等」という。）によるサイバーパトロール

- ・兵庫県情報セキュリティサポーター（特別監視員等）は、専門的な視点から定期的に有害情報やネットいじめ等の監視行動を実施する。
- ・特別監視員等が小中学校・義務教育学校に出向いて、有害情報やネットいじめ等の研修会講師を担う。

※書き込み等が発見された場合は、加東市教育委員会学校教育課及び兵庫教育大学社会連携センターが中心に、関係機関と連携しながら迅速な対応を行い、問題解決にあたる。

(2) 啓発活動

- ① 学校通信や教育委員会等の広報紙を活用して、保護者や地域社会が地域の子どもへの関心を高め、有害情報への接触を制限するなどして、インターネット上のトラブル、特に誹謗中傷・いじめ等の書き込みを防ぐ取組を強化する。

- ② 「『加東市ネット見守り隊』のぼり」を待ち合わせ場所や関係機関等を立て、インターネットに関係した被害の未然防止及びネット監視活動のPRとする。

- ③ 各校PTA等が情報モラル教育を促進する。

- ・インターネット等（親子）学習会

申込み・問い合わせ先：公益財団法人 兵庫県青少年本部

TEL：078-891-7410

- ・加東市ネット見守り隊 研修事業（消費者教育・啓発活性化事業）

<加東市立小中学校・義務教育学校>

申込み・問い合わせ先：加東市教育委員会 学校教育課（青少年センター）

TEL：0795-43-0542

6 誹謗中傷等いじめ解消に向けた対応

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗中傷等の書き込みなど「インターネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等から相談された場合、及びそれらがサイバーパトロールにより発見された場合は、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う。あわせて、保護者と協働して児童生徒への支援・指導を的確に行う。

(1) 書き込み内容を確認し、掲示板等の管理者に削除依頼を行う。

① 書き込みのあったURLを控える。

② 書き込みのあった内容を印刷するとともに、それを保存する。

③ パソコンでは見ることができない掲示板等も多く、その場合は、携帯電話からアクセスを行う。その内容が印刷困難な場合は、デジタルカメラ等で撮影して、内容を保存する。

④ 掲示板等の管理者に削除依頼を行う。

- ・管理者に削除依頼を行う（個人の所属・氏名は記入しない）。

↓

↓ <削除されないとき>

↓

- ・プロバイダに削除依頼を行う。

(2) 児童生徒への支援・指導を行う。

① 書き込まれた児童生徒への支援を行う。

- ・いじめられた児童生徒の保護を最優先にしながら、傾聴的態度で、かつ、心の内面を多面的・総合的に理解する教育相談を行う。

② 書き込んだ児童生徒を特定する。

- ・書き込んだ内容等から、その情報を知っている子どもを推測する。あわせて、書き込みがあった背景も含め、トラブルの全体的な実態把握に努める。
- 特に、いじめの場合は、被害者・加害者・聴衆・傍観者の4層構造に配慮する。

③ 書き込んだ児童生徒には、「いじめは絶対に許されない」との毅然とした対応を心がける。

④ 書き込まれた児童生徒の保護者と連携する。

- ・家庭訪問を中心に、その日のうちに保護者と話し合いの機会をもつ。
- ・心のケアを最優先しながら、状況と指導過程について説明する。
- ・これからの対応について話し合う。

(3) ネットいじめ・誹謗中傷等で困ったとき、次のようなところに相談することが可能であることを周知する。

① 加東市教育委員会 学校教育課（青少年センター） 「青少年の相談」

月曜日～金曜日の 8:30～17:15 に電話又はメールによる相談に応じている。

TEL : 0795-43-0542

E-mail: seishonen-ed@city.kato.lg.jp

② 兵庫教育大学 「学校教育相談室」

予約制、月曜日～金曜日の 9:00～17:00 に電話又はメールで事前に申込み、面談による相談を行っている。

場所：兵庫教育大学 教育・言語・社会棟5階 512号室（加東キャンパス嬉野台地区）
Tel：0795-44-1100 E-mail:pro-sodan@hyogo-u.ac.jp

- ③ 兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 Tel：078-341-7441（代）
インターネットを安全・安心に使用するために、インターネット上のトラブル事例やその対処方法、情報セキュリティビデオの貸し出し等サイバー犯罪に関する広報啓発活動を行っている。また、インターネット上の誹謗中傷に関する相談にも応じてくれる。
- ④ インターネットの安全・安心相談（警察庁） <http://www.npa.go.jp/cybersafety/>
インターネットに悪口や個人情報に掲載された場合など、インターネット上で起こるトラブルの解決を支援している。
- ⑤ 迷惑メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan/ihan/>
迷惑メールで困っている人からの相談を受け付け、その対策などのアドバイスを行うとともに、迷惑メールを送信させない・受信しない環境づくりに対する情報提供を行っている。
迷惑メール（チェーンメール等）受信してお困りの方からの電話相談も用意されている。（10:00～12:00 13:00～17:00 土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）Tel：03-5974-0068
- ⑥ ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口 <http://hyogokko.npos.biz>
パソコンや携帯電話をつかったインターネット上の誹謗中傷や嫌がらせなどへの対処方法についての相談を行っている。（電話相談 月～土 14：00～19：00（日・祝日と12月28日～1月3日は休み） Tel：06-4868-3395

7 附則

この実施要項は、平成22年7月16日から施行する。

一部改訂

平成22年9月24日に一部を改訂し、同日から施行する。
平成26年3月 4日に一部を改訂し、同日から施行する。
平成26年6月27日に一部を改訂し、同年4月1日から施行する。
平成27年4月 1日に一部を改訂し、同日から施行する。
平成27年11月2日に一部を改訂し、同日から施行する。
平成28年6月 1日に一部を改正し、同日から施行する。
平成30年4月 1日に一部を改正し、同日から施行する。
令和 2年4月 1日に一部を改正し、同年5月20日から施行する。
令和 2年6月 1日に一部を改正し、同日から施行する。
令和 3年4月 1日に一部を改正し、同日から施行する。
令和 7年4月 1日に一部を改正し、同日から施行する。